

新設路線価付設地区画地計算
業務委託仕様書

富士川町 税務課

第 1 章 総 則

(目的)

第1条 町内における市街地宅地評価法を適用する区域の拡大に伴い、路線の新設を行い、個々の土地について画地認定調査を実施する。固定資産土地評価における省力化、近代化、迅速化を進め、評価の適正化、課税の公平及び事務の効率化を目的とするものとする。

(適用範囲)

第2条 本仕様書は、富士川町（以下「甲」という）が実施する「新設路線価付設地区画地計算業務委託」（以下「業務」という）について適用され、受託者（以下「乙」という）が執行しなければならない一般的事項を定めたものである。

(準拠する法令等)

第3条 本業務の実施に際しては、業務委託契約書及び本仕様書によるほか、下記の法令等により実施するものとする。

- (1) 地方税法
- (2) 固定資産評価基準
- (3) 測量法
- (4) 国土調査法
- (5) 土地区画整理法
- (6) 土地改良法
- (7) 不動産登記法
- (8) 富士川町財務規則
- (9) その他関係法令、規則、通達、要領等

(個人情報保護)

第4条 乙は個人情報保護の重要性を認識し、業務の実施にあたっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報の取り扱いを適正に行わなければならない。

乙は、個人情報保護のため、JISQ15001 の要求事項を実施できる体制を確立し、業務着手までに運用を開始するとともに、実施状況について甲の確認を受けることとする。

(業務計画の承認及び変更)

第5条 乙は契約締結後、地図資料を含めた課税資料を扱うことから、本業務に精通した測量士の資格を保有する主任技術者を選任し、監督職員と打合せを行い業務計画書、工程表、主任技術者届け等の関係書類を提出し、監督職員の承認を受けるものとする。また、計画を変更する場合も同様とし業務の進捗状況を随時報告するものとする。

(疑義)

第6条 本特記仕様書の各条項に明記なき事項又は、疑義が生じた場合は、双方協議の上、監督職員の指示に従うものとする。

(機密の保持)

第7条 乙は、本業務に関する全ての事項について、機密の保持を厳守しなければならない。

(土地への立ち入り)

第8条 現地作業は事前に監督職員に作業開始日を連絡するとともに土地への立ち入り許可を得ておくものとし、住民とのトラブルを起こさないよう留意するものとする。

なお、作業員は、甲の交付する身分証明書を常時携帯し、要求があった場合は、これを呈示するものとする。

(品質確保)

第9条 本業務における品質を確保するため乙は、ISO9001認証を受けていなくてはならない。また認証に基づく品質マネジメントを実施し、監督職員に報告するものとする。

(瑕疵)

第10条 成果品納入後、乙の過失又は、粗漏に起因する不良箇所が発見された場合は、監督職員と調整の上、全て乙の責任において修正、補測及び再調査等の作業を行うものとする。

(貸与資料)

第11条 甲は、本業務に必要な資料（土地・家屋登記簿情報管理データ、公図管理データ、土地・家屋登記申請書コピー、その他業務上必要とする資料等）を乙と協議の上、貸与するものとする。また、乙は本業務の資料を他に流用してはならないものとする。

(損害賠償)

第12条 本業務において甲に与えた損害等は、全て乙が負担するものとする。

(完了及び検査)

第13条 業務完了後、完了届及び納品書とともに成果品を提出し、主任技術者立ち会いの上、検査を受けるものとする。

(工期)

第14条 本業務の工期は、契約締結日から令和8年12月22日までとする。

(納入場所)

第15条 本業務の成果品の納入場所は、富士川町税務課とする。

第 2 章 業 務 内 容

(業務内容)

第16条 本業務の業務内容は、路線価拡大地区分（鯉沢地区）81 路線に沿接する土地及び土地異動により変更があった土地の画地計測などとし、実施範囲は別添図のとおりとする。

(計画準備、資料収集整理)

第17条 乙は、本業務を円滑に行う為、甲と打ち合わせを綿密に行い、画地計算業務の計画準備を行い、本業務で甲が貸与する資料を収集し、作業の準備を行うものとする。

(地番図の整備)

第18条 路線価評価範囲を確認し甲より貸与する地図データを基に、現況に沿った地番図を作成する。また、地番図が整備されていない箇所については、法務局備え付け公図を元に地形図、航空写真等を使用し現況に沿った地番図を作成するものとする。

(画地形成調査)

第19条 甲の画地認定基準に基づき、貸与した資料を用いて画地の認定を行い、画地認定図（案）及び構成地番、所有者等を記載した画地認定（案）調書を作成し、甲の了承を得る。

画地は原則として、土地課税台帳又は土地補充課税台帳に登録された一筆の宅地とする。特殊な取り扱いを要する画地や一筆の宅地、または隣接する二筆以上の宅地については、その形状、利用状況から判断する。これらを一体となしていると認められる部分に区分するものと、合わせる事が望ましいと認められるものについては、甲と乙との事前の協議に基づき判断基準を設定する。最終的に甲の了承を得た画地については、画地認定図および画地認定調書を作成するものとする。

(画地番号登録)

第20条 甲の了承を得た画地について、画地番号を各筆に登録し、地番と対応した画地番号データを作成する。

(画地形状の現地確認)

第21条 新たに地番整備を行い、画地形成を行った画地については、形成要因、形成条件を現地にて確認を行う。地積測量が済んでいる箇所はこの限りではないが、間口の状況確認は行うものとする。

(画地計測)

第22条 画地図形データより、画地計算に必要な諸用件を計測する。計測基準は固定資産評価基準書に基づく計測を行うものとし、詳細な計測方法は、甲と乙と協議の上、決定するものとする。

(画地計算法)

第23条 各筆の宅地評点数は各筆の宅地の立地条件に基づき、路線価を基礎とし固定資産評価基準書に基づく画地計算法を使用して評点数を求めるものとする。

(画地データファイル作成)

第24条 乙は、画地計算及び測定したデータ情報について、甲が行う電算入力作業を考慮し作成するものとする。データ形式については、甲と協議の上、指示されたデータ形式で納品するものとする。

(路線価図データ作成)

第25条 甲より貸与する路線価情報を基に、路線価図を整備しデータ化するものとする。

第 3 章 成 果 品

(成果品)

第26条 本業務の成果品は下記の通りとする。

- | | |
|------------------------------|----|
| 1. 画地認定図 (1/1,000) (図形データ含む) | 一式 |
| 2. 画地計算調書 | 一式 |
| 3. 画地情報データ | 一式 |
| 4. 画地図形データ | 一式 |
| 5. 報告書 | 一式 |
| 6. その他監督職員が指示したもの | 一式 |